

藤保第1388-4号
令和5年9月29日

松原市医師会長 様

大阪府藤井寺保健所長

「大阪府保健所夜間対応センター」の運用終了について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症患者等の対応に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記センターにつきましては、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月1日付け藤保第1388号、令和5年5月25日付け藤保第1388-2号及び令和5年7月27日付け藤保第1388-3号により、医療機関間で新型コロナウイルス感染症患者の入院の調整がつかない場合の相談や依頼などの窓口として運用してきたところですが、9月末をもって標記センターの運用を終了することとなりました。これまでの標記センターに対する御協力、誠にありがとうございました。

なお、10月以降の入院調整につきましては、添付の令和5年9月28日付け感支第1929号「令和5年10月1日以降における入院調整（入院先決定）について（お知らせ）」及び別添「大阪府移行期入院フォローアップセンターによる入院調整等について」を御覧いただき、御対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【連絡先】

藤井寺保健所 池永、小川、衣笠
TEL：072-955-4181
FAX：072-939-6479

感支第1929号
令和5年9月28日

府内関係医療機関の長 様

大阪府健康医療部長

令和5年10月1日以降における入院調整(入院先決定)について (お知らせ)

日頃から、府政及び新型コロナウイルス感染症患者等への対応にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の、感染症法上における位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することになりました。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整については、G-MIS等のツールを活用して医療機関間で入院先を決定することを基本とする仕組みに変更され、すでに運用いただいているところです。

このたび、国において移行期間が延長(本年10月から来年3月まで)されましたが、入院調整については、引き続き、原則、医療機関間による調整となり、大阪府移行期入院フォローアップセンターでは、入院調整(入院先決定)が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ等の患者に限り、入院調整の支援(入院調整先医療機関の紹介含む)を行います。

なお、運用ルールについては、別添「大阪府移行期入院フォローアップセンターによる入院調整等について」のとおり定めていますので、入院調整の依頼を行われる場合は、必ず内容を確認のうえ連絡いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策支援課 入院・療養支援グループ

(担当者) 木下、川上

電話：06-6944-9361

E-mail: coronataisaku14@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府移行期入院フォローアップセンター(以下、「移行期入院FC」)による入院調整等について

令和5年10月以降の医療提供体制について、本年10月～来年3月までを引き続き移行期間とする旨、国から通知がありました。移行期間の延長後も、原則としてはG-MIS等のツールを活用した医療機関間での入院先(入院調整)決定が基本となりますが、医療機関間で入院先決定が困難な場合に備え、10月(移行期間の延長後)から来年3月まで、移行期入院FCを継続運用します。

【移行期入院FCによる入院調整の対象者】

医療機関間での入院先決定(入院調整)が困難となっている患者で、かつ、重症・中等症Ⅱ・妊産婦・小児・精神・透析患者等。

(※)呼吸困難で肺炎像が見られ、食事や水分の摂取ができず、点滴治療を要する患者であって、中等症Ⅱへの悪化が懸念される緊急性が高い患者等を含む。

【入院調整依頼に関する基本ルール】

- ・入院調整を行政に依頼する際（個人情報提供）には、必ず患者（やその家族）の同意が必要です。
- ・下記の対応圏域に応じた電話番号あて入院調整の依頼を行ってください。
- ・入院調整を依頼する際は、医療機関間での入院調整が不調のため依頼していることを伝えてください。(案内をスムーズに行うため)
- ・入院調整を依頼したが断られた医療機関名及びその理由を伝えてください。(重複した相手先への再調整を避けるため)
- ・依頼元が十分な入院調整を行っていない場合は、G-MIS情報を提供するなど、依頼元での入院調整を要請することがあります。
- ・移行期入院FCが実施する入院調整対象者以外について依頼があった場合は、依頼元での入院調整を要請することがあります。

	圏域	電話番号
①	大阪市・堺市・泉州	080-7421-6046 (専用)
②	豊能・三島・北河内・中河内・南河内	080-7421-5727 (専用)

※ 電話受付は原則、休日・夜間含む24時間対応（ただし、話し中の場合は、しばらくたってからお掛け直してください。）

【各種問い合わせ先】

- ・G-MISのID付与、G-MISへのログイン・操作方法等について
厚生労働省G-MIS事務局 電話番号：0570-783-872

- ・その他の問い合わせ

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課 入院・療養支援グループ 電話番号：06-6944-9361